

令和7年度インターネット公有財産売却一般競争入札実施要領 (令和8年1月14日受付分)

那須塩原市（以下「市」という）が行うインターネットオークションを活用した一般競争入札により公有財産の売却を行います。紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「K S I 官公庁オークション」という）を利用して行い、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している最低入札価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した方を売買契約の相手方とするものです。

入札に参加される方は、あらかじめK S I 官公庁オークションで新規会員登録を行った上、那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドライン及び当該公有財産売却システムに係る規約等に従い、入札に関する手続を行ってください。

第1 スケジュール

入札参加仮申込み	受付期間 令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時まで K S I 官公庁オークションサイトからログイン後、物件の掲載ページから仮申込み
入札参加本申込み	受付期間 令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時まで 受付方法 郵送（一般書留若しくは簡易書留）又は持参
入札保証金の納付	納付期限 令和8年2月3日（火）午後2時まで 納付方法 クレジットカード
入札	入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで
開札	開札日時 令和8年2月24日（火）午後1時
契約の締結	契約締結期限 令和8年3月6日（金）午後4時まで（必着） 提出方法 郵送又は持参
売払代金の納付	納付期限 令和8年3月10日（火）午後2時30分まで 納付方法 銀行振込
引渡し	売払代金を納付後、現状有姿にて引渡し

第2 売却物件

物件番号	品名	メーカー・規格	最低入札価格	入札保証金
自動車1	自動車	トヨタ・ランドクルーザー	500,000円	50,000円

第3 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号又は第2項の各号に該当すると認められる方
- (2) 那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有してない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）に該当する方
法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する方をいいます。）が暴力団員に該当する方
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連営業その他これに類する業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設の用、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」といいます。）第5条に定める観察処分を受けた団体の事務所の用及び騒音、振動、臭気その他周辺環境に著しく支障を及ぼす用途に供しようとする方
- (6) 18歳未満（参加仮申込み日現在）の方
- (7) 日本語を完全に理解できない方
- (8) 日本国に住所、連絡先がいずれもない方
- (9) 当該入札に係る公有財産に関する事務に従事する那須塩原市職員

第4 入札に関する情報を示す期間及び場所

- (1) 期間
令和8年1月14日（水）から令和8年2月27日（金）まで
- (2) 場所

市ホームページ及びK S I 官公庁オークション

第5 入札参加仮申込

入札に参加する場合は、あらかじめK S I 官公庁オークションのホームページからログインIDを取得し、メールアドレスの認証を受けてください。誓約書及び那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドラインの内容に同意の上、物件詳細画面から仮申込手続を行ってください。

(1) 受付期間 令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時まで

K S I 官公庁オークションへログインして行ってください。

(2) 代理人による入札手続について 代理人による手続（本人以外の方が本人のために入札等の手続をすることをいいます。参加者が法人の場合で、その代表者以外の方が代表者に代わって入札手続等をする場合を含みます。）をする場合、受任者（以下「代理人」という。）は、K S I 官公庁オークションのホームページからログインIDを取得し、インターネット公有財産売却の物件詳細画面から入札参加の仮申込みを行ってください。

第6 入札参加本申込

K S I 官公庁オークションから入札参加の仮申込みが完了したら、次のとおり入札参加の本申込みを行ってください。

(1) 受付期間

令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時まで

(2) 受付方法

郵送（一般書留若しくは簡易書留）又は持参

※持参する場合は、土日祝日を除く午前9時00分から午後4時00分まで

(3) 受付場所（申請書送付先）

〒325-8501

那須塩原市共墾社108番地2 那須塩原市役所本庁舎3階

那須塩原市総務部財政課管財係 宛

(4) 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書（様式1-2）

イ 誓約書（様式2）

ウ 個人番号の記載のない住民票抄本の写し（法人の場合は履歴事項全部証明書の写し）、運転免許証、マイナンバーカード（カード表面のみ）

又はパスポートのコピーのうちいずれか1通

エ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し

オ 委任状（様式3）（代理人による入札及び契約を希望する場合のみ）

※ 様式は市のホームページからダウンロードしてください。

※ ウ及びエについては、90日以内に発行されたものに限ります。

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア K S I 官公庁オークションによる公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり、市が執行する一般競争入札の手続の一部を行います。

イ 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間市の実施する入札に参加できなくなることがあります。

ウ 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

エ 公有財産売却に参加される方は、あらかじめK S I 官公庁オークション上の公有財産売却の物件詳細画面や市において閲覧に供されている入札実施要領、契約書などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行った上で公有財産売却に参加してください。

また、売払物件（公有財産売却により入札に付する物件を、開札後において落札した場合は落札した当該物件を、所有権が移転した場合は売却した当該物件をいいます。以下同じです。）については、現状での引渡しとなります。

入札前に市が下見会等を実施する場合、当該下見会等において事前に購入希望の売払物件を確認して入札に参加してください。下見会等を実施しない場合は、申込者自身で売払物件の確認をしてください。

下見会等を欠席した場合やこれを実施しない場合は、いずれも売払物件の確認をしたものとみなします。

申込者自身でガイドライン、入札実施要領等を確認し、これらを全て承知の上、申込みを行ってください。

第7 入札保証金の納付

入札保証金は、市が売却物件ごとに定めた入札保証金を入札の前までに納付していただきます。入札保証金の金額は、予定価格（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(1) 納付期限

令和8年2月3日（火）午後2時まで

(2) 納付方法

クレジットカード

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締

結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第8 入札及び開札

入札参加申込時の会員識別番号のログインIDでログインし、金額を設定の上、入札してください。なお、一度行った入札は入札者の都合による取消しや変更はできませんので、注意してください。

(1) 入札期間

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

(2) 開札日時

令和8年2月24日（火）午後1時

※K S I官公庁オークションサイト上で行います。

(3) 落札者

ア 落札者は、最低入札価格以上の価格のうち、最高価格を入札した者とします。

イ 落札者となる同価格の入札をしたものが2者以上ある場合には、くじ（自動抽選）により落札者を決定します。

(4) 落札者の告知

開札の結果は、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札金額をK S I官公庁オークション上に一定期間公開します。

(5) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売買物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

第9 契約

(1) 契約の締結

契約の際には市から売買契約書を送付しますので、落札者は売買契約書（提出する契約書2部のうち1部については落札者の負担により収入印紙を貼付）を令和8年3月6日（金）午後4時までに、次の書類とともに市に持参又は郵送（契約締結期限必着）してください。

ア 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式5）

イ 保管依頼書（様式10）〈売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日に売払物件の引渡しが受けられない場合のみ〉

ウ 委任状（様式11）〈代理人が売払物件を受領される場合のみ〉

エ その他市から提出を求められた書類

(2) 契約の確定

契約は、市が落札者とともに市有財産売買契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 売払代金の納付

落札者は、すでに納付した入札保証金は売買契約締結時に全額契約保証金に充当し、その後、売払代金に充当します。落札者は、売払代金の残金（落札金額から契約保証金額を引いた金額）を令和8年3月10日（火）午後2時30分までに一括で納付してください。

また、落札者による売払代金の残金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

第10 入札保証金の返還等

落札者以外の入札参加者が納付した入札保証金は、入札終了後、入札参加者の指定する銀行口座に振替にて返還します。入札保証金は、その受入期間について利息はつきません。

第11 入札保証金の帰属

落札者が契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札者はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。

第12 契約費用及び公租公課等

- ア 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。
- イ 引取り、権利移転に伴う費用等は、落札者の負担となります。
- ウ 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

第13 所有権移転登記及び物件の引渡し

落札者が売払代金を全額納付した時点で、売払物件にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した売払物件の破損、紛失など那須塩原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

第14 問合せ先

栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市 総務部 財政課 管財係
電話 0287-62-7117